

12月 情報ひろば

福祉

鳥取市中央包括支援センターからのお知らせ

問 本庁舎鳥取市中央包括支援センター
TEL 0857-20-3457
FAX 0857-20-3906

【生活管理指導短期宿泊サービス】

容 短期間養護老人ホームに宿泊し、生活習慣などの指導、体調の調整を図るサービスが受けられます。▽利用施設・養護老人ホーム鳥取市なごみ苑 ▽利用日数：年21日まで 対生活機能の低下が認められ、要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者（要介護・要支援認定者は除く）で、家事などの基本的な生活習慣が十分でない人 ※家族介護者の心身のリフレッシュのための利用も可

凡例 時〓日時 所〓場所 容〓内容 対〓対象 案〓条件 員〓定員 数〓数量 額〓支給・助成額など
料〓料金 募〓募集期間・方法 受〓受付 持〓持参するもの 問〓問い合わせ先

料▽基本料 708円/日（1泊2日は2日間と計算）▽食料料 朝食・445円/食、昼・夕食・500円/食

【認知症家族の集い】

時 12月20日（金）10:00～12:00
所 本庁舎3階会議室3-1
料 無料

【おれんじアット】

時 12月26日（木）10:00～12:00
所 渡辺病院南館1階 容 認知症の当事者の情報交換の場 料 無料 ※要予約

JR運賃割引開始に伴う精神障害者保健福祉手帳への種別スタンプ印字

問 本庁舎障がい福祉課（13番窓口）
TEL 0857-30-8217
FAX 0857-20-3907
令和7年4月1日から、精神障害者保健福祉手帳がある人へのJR運賃割引が開始されます。割引を受けるためには、手帳に種別スタンプを押印する必要がありますので、ご希望の場合は、障がい福

家族教室・専門相談のご案内

社課もしくは各総合支所市民福祉課に手帳を持参してください。
対 1級・1種、2・3級・2種

問 駅南庁舎心の健康支援室

TEL 0857-22-5616

問 0857-20-3902

【アルコール・薬物・ギャンブル（ゲーム）等家族教室】

時 12月13日（金）13:30～15:00
※予約不要 所 さわやか会館3階多目的室 容 ミニ講話「依存症の治療について」、話し合い▽講師：山下陽三さん（渡辺病院副院長） 対 ご家族のアルコール・薬物・ギャンブル（ゲーム）などでお困りの人 ※ご本人は遠慮ください。

【アルコール・薬物・ギャンブル（ゲーム）等専門相談】

時 12月13日（金）15:00～16:00
※前々日までに要予約 所 さわやか会館3階第1研修室 対 アルコール・薬物・ギャンブル（ゲーム）などの問題でお困りの人

つながりサポーター養成研修

※関係者からの相談も可能
【ひきこもり家族教室】
時 12月17日（火）10:00～12:00
※予約不要 所 さわやか会館3階第2研修室 容 マテーマ：家族の関わり方と役割について▽講師：山本恵子さん（とっとりひきこもり生活支援センター所長） 対 ひきこもり状態にある人の家族 ※個別相談にも応じます（要予約）

問 鳥取市中央人権福祉センター
TEL 0857-51-0295
MAIL npo.tottori@kyousei-s.com
時 12月16日（月）13:30～15:30
所 本庁舎6階会議室6-5 員 40人 ※要予約 料 無料 募 12月12日（木）までに電話・電子メールで問い合わせ先まで

お知らせ

令和6年度 コミュニティ助成事業

次の事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、（一財）自治総合センターが実施している「コミュニティ助成事業」により、宝くじの助成金で整備したものです。



【遊具の整備】
問 本庁舎河川公園課（53番窓口）
TEL 0857-30-8344
FAX 0857-20-3953

中吉成町内会が、地域コミュニティの促進を図るため、No.57吉成南町1公共空地に遊具を整備。



整備内容：複合遊具1基、スプリングシーソー1基
【遊具の整備】
問 本庁舎河川公園課（53番窓口）
TEL 0857-30-8344
FAX 0857-20-3953
西吉成自治会が、地域コミュニ

ティの促進を図るため、No.115吉成南町1公共空地に遊具を整備。



整備内容：すべり台1基、2連ブランコ1基、スイング遊具2基
【消防団員用ベストの整備】
問 本庁舎危機管理課（31番窓口）
TEL 0857-30-8032
FAX 0857-20-3042
鳥取市消防団では、昼夜をわかつた活動に尽力される消防団員が

安全に活動できるように、消防団員用ベストを配備しました。前後の反射材により夜間での視認性・安全性が向上し、消防団幹部が着用することで、災害現場での消防局との連携の向上が期待されます。



年末の交通安全県民運動 12月9日（月）～18日（水）

問 鳥取市交通安全対策協議会事務局（協働推進課内27番窓口）
TEL 0857-30-8177
FAX 0857-20-3919
【鳥取県交通安全年間スローガン】 ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

- 【運動の重点】
- 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
 - 飲酒運転の根絶
 - 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

交通事故などで治療を受けたら届出を



問 本庁舎医療費適正化推進室（9番窓口）
TEL 0857-30-8227 FAX 0857-20-3906

交通事故など他人の行為によるけがや病気で治療を受けた場合、医療費は加害者が負担するのが原則ですが、本市（保険者）に被害の内容を届け出ることにより、国民健康保険を使って治療を受けることができます。国民健康保険を使って治療を受けるときは、届出を行ってください。届出は示談の前に行ってください。

■このような場合も届出が必要です

- 他人の飼い犬にかまれた
- 他人の落下物に当たった
- 傷害事件に巻き込まれた

高病原性鳥インフルエンザを拡大させないために

問 駅南庁舎生活安全課
TEL 0857-30-8551 FAX 0857-20-3962

■愛玩鳥を飼養されている人へ

- 鳥の健康状態に注意し、異常死、大量死や健康異常の早期発見に努めてください
- 庭や池での放し飼いはやめ、飼育施設内で飼育してください
- ウイルスの侵入を防ぐための適切な衛生管理を徹底してください（入口の消毒、立入者の消毒点検、防鳥ネットの点検など）

■猫を飼養されている人へ

感染した野鳥を捕食した猫がウイルスの感染を拡大させる可能性もあることから、飼養している猫は、引き続き室内での飼養に努めてください。